

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 20 日

〔公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本助産師会〕 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害の被災者に係る
児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条による助産の実施については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能です。

今般、別添のとおり、各自治体あてに、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適切な対応をとっていただくよう連絡したところです。

つきましては、貴会会員におかれましても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市 町 村} \end{array} \right)$ 民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪による災害の被災者に係る
児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられま
す。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条による助産の実施については、付
近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実
施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の
申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とするこ
とが可能です。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適
切な対応をとっていただきますようお願いいたします。